

第2回 愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成16年11月29日(月) 10:00~12:00

場 所 県庁第二別館 5階 第3会議室

出席委員(敬称略)

会 長	田中 千カ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
副会長	下田 正	聖カタリナ大学教授(社会福祉学部長)
	相原 和江	愛媛県建設業協会女性部会部会長
	赤澤 淳子	今治明德短期大学助教授
	今井 誠一	公募委員
	岡平 知子	今治コミュニティ放送専務取締役局長
	小山田敬子	えひめ生活センター友の会会長
	甲斐 朋香	松山大学法学部講師
	加藤 忠	愛媛県医師会事務局長
	新開 千富美	愛媛県商工会議所女性連合会理事
	杉田 由美子	愛媛労働局雇用均等室長
	谷 茂男	愛媛新聞社報道局長兼編集委員室長
	戸澤 健次	愛媛大学法文学部教授
	野田 文子	内子フレッシュパークからり取締役
	宮崎 佐恵子	愛媛県漁業協同組合女性部連合会会長
	山田 由美	愛媛県PTA連合会常任理事

傍聴人数 1名

1 開会

2 会長あいさつ

田中会長

皆様おはようございます。お忙しい中をお集まり頂きまして、ありがとうございます。今日は、7月28日の第1回会議で皆様からお選び頂きました8つの事業のヒアリングが主な議題でございます。もう既に担当課の方がおいで頂いておりますけれども、これは監査ではございません。よりよい事業の運営にということ为目的にしておりますので、是非、建設的な御意見を皆様から頂きたいと思っております。

前会議でも話題になりましたけれども、当初4事業程度ということでしたが、同じ担当課だからということで、8事業を選びました。大体10分を目処に考えて頂ければよろしいかと思っております。そのため、事業の御説明をを一部まとめて頂ければと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 男女共同参画関連施策のヒアリング

男女共同参画広報誌発行事業（男女参画課）

男女共同参画社会づくり子ども啓発事業（男女参画課）

DV防止対策推進事業（男女参画課）

DV防止相談支援体制強化事業（子育て支援課）

延長保育促進事業（子育て支援課）

職業生活と家庭生活両立支援事業（労政雇用課）

ファミリー・サポート・センター運営費助成事業（労政雇用課）

農村女性活動支援事業（農業経営課）

司会

続きまして、会議を傍聴される方をお願い申し上げます。

お手元の傍聴者の遵守事項を御覧ください。

傍聴人は、可否を表明したり騒ぎ立てるなど、審議の妨害となるような行為をすることは禁じられております。厳粛に傍聴頂きますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。なお、本日は池松委員、亀岡委員、佐伯委員、中道委員、山下委員の5名の方が日程の調整ができず御欠席されておられ

ますので、16名の委員の方で御審議頂く予定となっております。
ここからは、会議の運営を会長さんをお願いしたいと思います。
では、田中会長さん、よろしくお願いします。

田中会長

それでは、早速議事に移らせて頂きます。

皆様のお手元には、既に事務局から今日のヒアリング資料が送られており、恐らくお目通し頂いたかと思えますけれども、8事業ございます。

1番目は男女共同参画広報誌発行事業、2番目は男女共同参画社会づくり子ども啓発事業ですが、これをまとめて御説明頂きます。その後3、4番目のDV防止対策推進事業、DV防止相談支援体制強化事業をまとめて御説明頂き、その後5番目の延長保育促進等事業を御説明頂きたいと思えます。その後6、7番目の職業生活と家庭生活両立支援事業、ファミリー・サポート・センター運営費助成事業をまとめて御説明頂きます。そして最後に8番目の農村女性活動支援事業を取り上げていきたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、4事業が8事業になったということで、単純計算ではありますが、1事業10分位を目安に会議を進めていきたいと思えます。事業によってはそれ以上かかるものがあったり、もっと短くて済むものがあったりすると思えますが、会議が時間内に進められますよう御協力をお願いしたいと思います。

それでは、早速ヒアリングに移らせて頂きます。先ほども申しましたように、これは監査でなく、ヒアリングでございますので、皆様から建設的な御意見をと考えております。

そういったしましたら、最初に男女共同参画広報誌発行事業及び男女共同参画社会づくり子ども啓発事業の2事業につきまして、担当課から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

男女参画課(川吾事業係長)

それでは事業の説明をいたします。

男女共同参画広報誌発行事業と男女共同参画社会づくり子ども啓発事業につきまして、まとめて説明させて頂きます。

この2つの事業につきましては、県民に対する男女共同参画の視点に立った意識の改革ということを目的に行っている施策でございます。広報誌発行事業は、意識啓発を目的に、広報誌を作成し、県民に配布したり、ホームページへの掲載を行うものです。

平成16年度版は現在編集作業中でございます。7,000部を作成し、一般県民の方に目にとまるように、市町村・公民館等へ配布させて頂くための費用となっております。

従前は女性の活躍という視点を中心に構成しておりましたが、平成16年度版については、特に男女共同参画社会の実現には男女共同が不可欠であるということ踏まえまして、男女の共同、協力体制という点に着目、構成し、ほぼ取材を終えまして、現在最終の編集作業にかかっているところでございます。

次に、男女共同参画社会づくり子ども啓発事業について御説明します。先ほどの事業は、広報誌ということで一般県民全体を対象にしておりましたが、この事業は、生徒・児童を対象とした副読本作成事業と、幼稚園等の園児・幼児を対象とした啓発事業に分かれております。

副読本作成事業につきましては、平成14年度から行っておりまして、平成14年度は中学2年生を対象に、15年度は高校2年生を対象に、そして今年度は小学校5年生を対象にした副読本を作成しております。目的としましては、小・中・高校生の各段階におきまして、男女共同参画に対する意識をより深めてもらうために、副読本と教師用の指導の手引きを作成し、教師や保護者をも含めて啓発していこうという試みでございます。編集は、県教育委員会義務教育課、生涯学習課、人権教育課及び現場の教師らが編集委員となり、その内容について議論をしているところでございます。

幼児啓発事業につきましては、幼稚園や保育所が県内に500ヶ所ほどありますが、その中で希望する施設を10ヶ所選び、園児・幼児に対し、絵本や紙芝居で簡単に男の子と女の子の違いがどうかというような読み聞かせを行い、男女共同ということを感じてもらおうという試みでございます。保護者が同席できる場合は、保護者もその機会に来て頂いてということを考え、15年度から実施しております、今年で2年目でございます。

以上、ふたつの事業の概略ですが、手短かに説明させて頂きました。

田中会長

はい、ありがとうございました。御質問や御意見はございますでしょうか。

赤澤委員

この資料で子ども啓発事業というのを拝見した時に、次世代を担ってくれる若い世代に対する教育ということで非常に有意義だと感動しました。この副読本ですが、作成途中とお聞きしましたが、学校に配付されてからどのように活用されるのでしょうか。今までに安全の手引きなど色々な作成に携わってきたのですが、それらの副読本が、学校の図書館の隅や校長室の棚にあるだけではもったいないと思います。授業の中で活用されるとしたら、どのような形で活用されるのかということをお伺いしたいと思います。

田中会長

今日、亀岡委員さんがいらっしゃったらお聞きできると思うのですが、担当課の方いかがですか。

男女参画課（川吾事業係長）

15年度に高校生対象に副読本を作り、配付いたしましたして、その活用状況についてアンケートを実施いたしました。アンケート調査結果では、55校のうち22校ほどは実際使って頂いていて、20校ほどは今後使いますというお話でした。保管方法は色々あるのですが、図書室や教室に置いて使っているという状況でした。今年の小学5年生用については、頑丈なハードカバーの分厚い表紙にして図書室や教室に置いておけば、児童が使いやすいのではないかなどの編集委員の意見をもとに体裁などを含めて、現在編集作業を進めております。

赤澤委員

ありがとうございます。

授業の中で活用することができれば、多くの子どもたちが積極的に学ぶことができていると思えました。その点について、よろしく願いいたします。

男女参画課（川吾事業係長）

授業の中でどう使うかというのは、各学校が独自に決められることだと思いますが、小学生であれば家庭科や道徳の時間、またホームルームなどのちょっとした時間を使って、考えるきっかけを与えるなどの使い方もできるようにということ念頭に編集しております。

男女参画課（中野計画係長）

高校生の利用状況について少し補足ですが、実際に進路指導や人権教育なども含めた中で、ホームルームを企画され、その中で冊子を使って頂いた学校が多かったです。あと、家庭科や社会科の授業の中で資料として活用したという例もありました。授業として指導される先生は、家庭科の先生が多いのですが、ホームルーム運営ということで、各担任の先生に使って頂いております。

田中会長

大切なポイントを押さえて頂きましてありがとうございました。

具体的には隅に置いたり、図書館に飾ってあったりということだけでなく、活用されているというお話でしたが、もっと突っ込んで言えば、活用して頂く先生の意識というの、かなり関わってこようかと思しますので、その辺も含めてこれから進めていかなければいけないと思います。本当に実のある効果を上げるためには是非必要なことだと思います。ありがとうございました。

今年度初めて委員になって頂いた方々は、素朴な御質問もあるかと思います。どうぞ御遠慮なく、御質問も含めてお願いいたします。

杉田委員

赤澤委員さんもおっしゃいましたけど、この部分が本当に大事なところかなと思います。こういう事業をして頂くことは非常にありがたいと思います。学校でのお話も、今ありましたようにハードカバーできちんと置いておけるようなもの

を作って、色々なところで活用して頂くことはもちろん大事だと思いますが、それとまた別に、基本的なところを押さえた、みんなが持てるような簡単な冊子のもものも、次の段階としてはお考え頂ければと思いました。あと幼児啓発事業ですけども、これは10施設ということなのですね。予算の関係もあると思いますが、小さいうちからこういうことを進めていこうということであれば、なるべく広く進めて頂ければありがたいなと思いました。よろしくお願いいいたします。

田中会長

ありがとうございます。予算が段々と厳しくなる中ではございますけれども、もう少し予算内で工夫してということだと思います。

甲斐委員

先ほどの赤澤委員や杉田委員のお話と重複するかと思いますけれども、こうした副読本なり広報誌なりを作った時に、作ったという事実だけで満足するのではなくて、それがきちんと、確実に受け取り手に伝わっていくということが大変重要だなと思います。

次に広報誌に関してですが、作成段階から県民の方にご参加頂くこともいいと思うのですが、資料によりますと自主制作されているということですか。

男女参画課（川吾事業係長）

内容については、県職員が編集委員といたしますか、事業係で取材から編集まで全て担当しております。従前、アドバイザーを活用した時期もあったのですが、予算の都合で難しくなりました。また、14年度に、それまでは2誌あったものを1誌に統合し発行するというような状況になってきております。

甲斐委員

わかりました。それとこの広報誌の巻末アンケートみたいなものは特に設けていないのでしょうか。よく市販の情報誌では、巻末、巻毎に今回の記事どうでしたかという読者意見を募集していますよね。実際そういった情報誌を作っている方に聞くと、なかなかアンケートまで送って頂く方はあまりいないとおっしゃられていましたけれども、それでも何か、見てどうだったのか、面白かったのか、面白くなかったのかということを、モニタリングすることも考えてみてはどうかかなと思いました。

男女参画課（川吾事業係長）

最近は、そういった葉書形式のものを入れて、アンケート募集をしていないのですが、その点について再度課内で相談させて頂き、御報告したいと思います。

田中会長

検討課題にして頂くことにいたしますか。

この広報誌について、今まで新聞報道などではどのような取り上げ方をして頂いているのでしょうか。

男女参画課（川吾事業係長）

発行に関しては、記者クラブを通じまして各報道機関には御連絡しておりますが、それがどういう形で報道機関に取り上げられたかということについては、把握しておりません。

田中会長 私もあまり記憶がございません。是非その辺りを御確認頂ければ。

男女参画課（川吾事業係長）

市町村や公民館を中心に置かせて頂いているのですが、今後も、色々な手段を使ってPRし、広く県民に知られるように、手に取ってもらうように努力したいと思います。

田中会長

幼児啓発事業について、先ほども御指摘がありました。幼稚園・保育所10ヶ所とありますが、その選定基準というのはあるのですか。

男女参画課（川吾事業係長）

これについては、県内にある幼稚園・保育所約500ヶ所に、こういった内容について読み聞かせのボランティアがありますので御希望はありませんかということをお知らせして、御希望がある施設の中から、各地方局単位2施設を選び実施しております。今年度は、77施設の御希望がありました。

田中会長

赤澤先生もその辺りをお聞きになりたかったのではないのでしょうか。

県側が決めるのではなくて、御希望がある施設で実施されているということですね。数を絞るという中では、少し工夫をしておられると思います。

甲斐委員

先ほどの関連ですが、多くの人目に触れるということを考えれば、情報誌の見開き1ページに、毎月毎月お知らせを出すといった方法もあるのではないのでしょうか。以前、国土交通省がタウン情報誌の目次や見開きページに今こういうことをやっていますとかのお知らせを載せていた時期があったと思います。どの程度費用がかかるかなどの詳しいことは分かりませんが、少し御検討頂ければと思います。部数も出ていると思いますし、あまり関心のなかった人が、そういった情報誌の中ですらっと見るということのも、一つの広報のやり方なのかなと思います。

田中会長

そうですね。啓発という意味では、まず知って頂くということが始まりなので、いいアイデアを頂いたと思います。また予算とも相談をいたしまして、御検討頂きたいと思います

今井委員

広報誌に関してですが、7000部予算化しているということですね。この部数が実際有効に活用されているかどうか、発送した後、残部がどのくらいあって、配

布先で具体的にどういった活用のされ方をしているかなどの追跡調査を行って、把握したうえで、次号の配布方法等に反映させているのですか。

男女参画課（川吾事業係長）

7000部作成しまして、県や市町村の各機関、それから公民館や病院、金融機関等にお配りして、広く県民の皆さんの目にとまるようにと配慮はしているのですが、残部などの追跡調査に関する資料はありません。今後は、どのくらい活用されているのか、手に取ってもらっているのかを含めて追跡調査を行い、限られた発行部数を有効に活用できるようにしたいと思います。

田中会長

各委員さんにも送付頂いておりますので、御活用頂いていると思いますが、なお一層ということですね。

赤澤委員

私、不勉強なので、この副読本の内容を見たことがないのですが、もしまだ盛り込まれていないのならば、思春期以降の内容にスクールセクシュアルハラスメントについての内容も盛り込んで頂けたらと思います。

男女参画課（川吾事業係長）

わかりました。御意見があったことを各編集委員に伝え、相談、検討したいと思います。

田中会長

そうですね。また今後、中学校や高校を対象にする時には、是非盛り込むことを御検討頂きたいですね。今年は小学校ですから、赤澤委員さんの御指摘のあった件については、微妙な取り上げ方になると思いますが、また御検討ください。

特に御意見がなければ、次のDV関係に移りたいと思います。DV防止対策推進事業とDV防止相談支援体制強化事業について、男女参画課と子育て支援課の担当となっておりますので、御一緒に御説明をお願いいたします。

男女参画課（川吾事業係長）

それでは、主要課題：女性の人権の尊重ということで、次の3、4の事業を説明させて頂きたいと思います。

DV防止法は13年度に成立しておりますが、愛媛県では、DV防止法の全体調整を県民環境部男女参画課で行い、配偶者暴力相談支援センターを担当する保健福祉部子育て支援課で被害者の方に対する支援を行っているという状況ですので、2つの課で説明させて頂きます。

男女参画課からは、DV防止対策推進事業について説明させて頂きます。最初にお話ししましたが、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法が成立しまして、14年4月から全面施行されたところでございます。男女共同参画を促進するうえで、女性の人権が侵害される

一つの大きな要因であるドメスティックバイオレンスをどう防止し、被害者を保護していくかということに関連し、各種対応を行っているところでございます。

事業の中で、まずDV防止対策連絡会ですが、この連絡会自体は12年度から立ち上げておりますが、県庁関係各課、警察本部等関係している26機関の代表の方にお集まり頂き、年2回、事例研究や会の運営に関し討論しております。今年度は、5月25日に第1回目の連絡会を女性総合センターで開催いたしました。

次にDV対応相談員研修ですが、これは婦人相談所、女性総合センター、各警察署、市町村にいるDV被害者や関係者からの相談に対応する相談員に対し、スキルアップ、能力向上のための研修を実施するものです。実施予定の5回の研修内容については、資料にテーマを載せており、現在3回開催していますが、被害者心理、実際のケース事例、そしてロールプレイ、カウンセリング技術などの内容になっておりまして、県内外で先駆的に活動されている方を講師に迎え実施しております。

それから、DV被害者サポーター養成講座ですが、これは実際に被害を受けられている方をボランティアの方々にサポートして頂くことを目的として、一般県民の方で関心のある方にサポーターになって頂くための養成講座を、平成14年度から開設しました。3年目で、今年度が最終年ということになってはいますが、14、15年度は松山で講習会を開きました。16年度は新居浜と宇和島に分かれて講座を開設し、新居浜で48人、宇和島で23名の方が現在講座を受講中でございます。

DV被害者サポーターフォローアップ研修は、サポーター養成講座の修了者の中から、現在47名の方にサポーター登録して頂いておりますが、この方々に対してのフォローアップを目的に、年3回の予定で研修を実施するものとなっております。

次にDV被害者サポーター活用事業ですが、これは先ほど登録して頂いた方々に御活躍頂くため、愛媛県女性総合センターにサポートコーディネーターを配置し、各機関の要請に応じて登録サポーターを派遣しております。この事業はえひめ女性財団に委託し、実施しております。

最後のDV相談対応マニュアル作成ですが、これは相談員や担当者が実際に使う対応マニュアルを作成するもので、具体的には被害状況や相談員の実際の対応の仕方などについて、国や先進県の内容を参考にまとめております。

男女参画課におきましては、啓発や普及、DV防止対策の連絡会、相談員の養成などの面で施策を実施しております。

あと今年度ではないのですが、14年度には啓発用のミニカードの作成を、15年度にはDV防止パンフレットを作成しており、引き続きDV防止の啓発に努めて参りたいと考えております。

それでは、次のDV防止相談支援体制強化事業は子育て支援課の事業となって

おりますので交代いたします。

子育て支援課（田坂児童・婦人施設係長）

それでは引き続きまして、子育て支援課が実施しておりますDV防止相談支援体制強化事業について説明をいたします。

当課は婦人相談所を所管しております、主にこれは婦人相談所で実施している事業でございます。御案内のとおり、婦人相談所は売春防止法に基づいて設置されております施設でございますけれども、DV防止法の施行に伴いまして、婦人相談所と女性総合センターが配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられましたことによりまして、DV防止のための事業を実施しております。配偶者暴力相談支援センターとしましては県内で2カ所設けておりますが、一時保護の実施をするところがあるということで、婦人相談所を中核施設と位置づけております。女性総合センターの管轄は男女参画課となっております。

具体的な事業概要としましては、まずDV対応協力員の配置がございます。婦人相談所は、これまでもあらゆる女性からの悩み等について相談を受ける機関でしたが、DV防止法の施行に伴い、特に配偶者暴力相談支援センターと位置づけられましたので、14年4月に専任のDV対応協力員を配置いたしました。この協力員が様々なDV相談に対応しております。また併せまして宇和島・今治地方局の婦人相談員を婦人相談所と兼務にいたしまして、DV防止法に基づく保護命令の申立書の書面作成に便宜が図れるように対応を行っております。

なお、DV防止法が14年4月1日に施行され、配偶者暴力相談支援センターに位置づけられましてからの相談件数が、婦人相談所及び女性総合センター合わせて、15年度が276件、16年度が9月末までの半期で171件ということで増加傾向にございます。

なお、保護命令関係では、配偶者暴力相談支援センターが裁判所から書面提出を求められた件数は15年度に3件、うち保護命令が発令されたものが2件、16年度が9月末までで6件、うち保護命令が発令されたものが2件となっております。これには、警察等が関係した件数は含んでおりません。

次に一次保護機能の充実についてですが、保護施設としては、婦人相談所に一時保護所がございまして、ここでDV被害者の方の一時保護を行っております。

専門家の指導・助言体制についてですが、DV被害を受けた一時保護の方は色々な意味で心も体も傷ついております。そのため法律の専門的な立場からということで弁護士によるアドバイスや、心のケアを必要としている方に対する心理療法士による心理療法を実施しております。

また、一次保護につきましては、もっぱら婦人相談所を中心に行っておりますが、広域的に全県下で迅速に一次保護する体制の整備というのが求められておりますので、一時保護委託施設の確保に努めております。14年の10月からは中予地

区に1カ所、そして今年の6月から東予地区に1カ所と、現在では県内2カ所の一時保護委託施設の確保ができております。

婦人相談所の一時保護、そして委託実績ですけれども、婦人相談所におきましては、15年度に39名の利用があり、うちDV被害者が19名、同伴児が19名、そして今年度では9月末までに29名の利用があり、うちDV被害者が22名、同伴児が14名となっております。

一時保護委託施設におきましては、15年度に2名の利用があり、うちDV被害者が2名、同伴児が3名、今年度におきましては2名の利用があり、うちDV被害者が2名、同伴児が2名となっております。

以上簡単ですけれども説明を終わります。

田中会長

はい、ありがとうございました。2つの課にまたがっていましたが、DVに関係しているということで一括して説明をして頂きました。

甲斐委員

DV防止相談支援体制強化事業に関して御質問したいのですが、かなりの方が婦人相談所や女性総合センターにおみえになっておられるようですけれども、この方達はどうやってこういった支援体制のことを御存じになったのかということ把握していらっしゃるのでしょうか。

子育て支援課（田坂児童・婦人施設係長）

例えば市町村の福祉事務所や警察に相談に行って、婦人相談所の紹介を受けるとかですね。経路別相談件数としては色々あるのですが、警察関係、医療機関、市町村、福祉事務所などの婦人相談員、婦人相談所のホームページや電話相談事業などを通じてということですね。この相談件数は、電話相談も含めた件数ですけれども、そういった施設や経路を通じて相談に来られる方が多いようです。

甲斐委員

ありがとうございました。とにかく切羽詰まっていらっしゃる方が多いのではないかと思います。そういう困っていらっしゃる方に必要な情報が届いてないと大変だと思いましたのでおうかがいしました。ありがとうございました。

今井委員

関連ですが、今、この配偶者暴力相談支援センターで相談を受けておられる方からお聞きしたのですが、DVに関しましては緊急を要することが多いらしいですね。ということは、夜間に、相談したいとか大変な事態になることも考えられますよね。夜、自分がその場所や家に居るわけにいかない、じゃどこに泊まればいいのかといった緊急に対する支援が、十分でないというか、そういったときにどう対応したらいいかわからないということをお聞きしました。時間にゆとりがあるときには、十分関係機関に相談できると思いますが、そういった緊急性の高い

場合の支援体制は、実際できているのでしょうか。

子育て支援課（田坂児童・婦人施設係長）

実際に、DVの暴力を受けて、着の身着のままで逃げ出す、そういう切迫したケースというのはやはり一番深刻なケースだと思います。そういう場合に一番多いのは、警察に相談に行く、逃げ込むなどの形が一番多いと思います。そういったことが起きた非常時、切迫した事態に対しては、夜間・休日に関わらず、警察から婦人相談所の方に連絡を頂いて、婦人相談所の職員や専門の相談員がすぐ対応する、そして必要に応じて緊急の一時保護を実施するという体制になっております。

また、婦人相談所が一次保護を実施しておりますけれども、当然愛媛県は広いですから、なるべく近いところで迅速に保護をとという意味で、一時保護委託施設を確保する必要があります。現在、東予地区1カ所、中予地区1カ所確保しましたけれども、そういう意味においても一時保護委託施設の確保に今後も努めてまいりたいと考えております。

田中会長

公的に対応するには、時間帯、曜日によっては大変難しいことがあると思っておりますけれども、ひっくり返して言えば、いかに、今、地域で支え合う人間関係がない状況かということが浮き彫りになったかと思っております。一次保護委託施設が中予に1カ所、東予に1カ所ということでした。これは私たちが特に知るということには必要ないかもしれませんが、今の厳しい財政状況の中では、既存の施設の活用を考えていくことも必要ではないかと思っております。具体的には申しませんが、既存施設には、空きのあるものがきっとあると思っております。そういう施設の活用なども考えていくことを御検討頂ければありがたいなと思っております。

赤澤委員

DV防止法が新しいということもありますし、こういう問題は緊急性を要するというので、まずは被害者支援ということが第一になるというのはわかりませんが、DVにしても虐待にしても、常習性の高い問題だと思いますので、加害者を作らないという視点も必要ではないかと思っております。

今後、そういう加害者を作らないための予防的な事業を行うことは非常に望ましいことだと思いますがいかがでしょうか。

男女参画課（川吾事業係長）

DV防止法でも、特に加害者に対する視点という項目は入っておりますし、関心は持っておりますし、先進的にはアメリカや東京で調査研究を行っているという話は情報として入ってきています。しかし、今のところ加害者を更生させるプログラム等について、愛媛県でどれくらいできるのかという点については、今後の研究課題であると考えております。

田中会長

色々工夫をし、課を越えたところで、そういった研究を進めていくことも一つの方法かもしれませんね。今後御報告を頂きたいと思います。

去年もヒアリングでこの婦人相談所について取り上げましたが、こういう会で毎年取り上げるということが、色々な意味で改善が必要だという認識につながっていけばありがたいなと思います。

建物の老朽化など色々な問題がございますので、私達も声を上げていきたいと思います。では、次に、子育てに関する事業として、延長保育促進事業について御説明をお願いします。これは、保育サービスの多様化という中で実施されてきたものですね。

子育て支援課（大森課長補佐）

延長保育促進事業について説明させていただきます。これは保育所が通常11時間を開所時間としておりますが、これを超えて開所している場合に、保育士の配置に必要な人件費等を補助することによりまして、早朝・夕刻の保育ニーズへの対応の促進を図るというものでございます。

実施主体は市町村でございます。実施しております保育所の数ですが、1時間延長をしておりますのが、17の市町村で65カ所、それと松山市が44カ所、2時間以上延長をしておりますのが、松山市の2カ所となっております、合計18市町村、111カ所の保育所で実施をいたしております。対象となります保育所は先ほど申しましたように、11時間の開所時間の前後におきましておおむね30分以上の延長保育を行っている保育所が対象となります。

市町村別の実施の状況につきましては、資料にございますように、県内の保育所、松山市を含めると343カ所ございますので、全体の32.4%が実施をしているということになります。

最も多い実施の状況でございますが、保育時間を19時まで設けている施設が79カ所で71.2%。こういう時間帯で1時間の延長を行っている施設が最も多いという状況でございます。

費用に関しては、利用者の方も自己負担をするようになっておりまして、自己負担額は実施しております保育所が決められるようになっておりますが、月額2,000円～3,200円が多くなっております。ただ、生活保護や市町村民税非課税世帯におきましては、一部減免の措置を設けております。

この事業の周知方法ですが、実施主体である各市町村が広報紙やホームページ等で周知を行っております。

補助の内容でございますが、まず保育士一人分の人件費451万8,000円を基本といたしまして、それに延長時間とか人数に応じました加算を行います。また、生活保護、市町村民税非課税世帯等に減免をしております場合は、それに応じまし

たものをまたさらに加算しております。補助率でございますが、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということになっております。

これに要します予算でございますが、平成15年度の決算額、これは県の補助金ベースでございますが、2億3,600万円余り。16年度予算につきましては箇所数が増加をしているということもございまして、2億6,900万円余りとなっております。

こうした延長保育の実施により、男女がともに子育てと仕事の両立を図ることができるという事業になっております。

戸澤委員

愛媛大学の戸澤でございます。学生、特に女子学生と話をしております時に、子どもを産みたくない状況と、子どもを産みたい状況という話になりました。子どもを産みたいという環境ができれば子どもを産むに決まっている、こういう話になりました。そのときの重要なもので、職場の周辺で子どもを任せることができるという話がありました。実際には企業内に託児所ができればいい、と学生は言っていたのですが、この話でいいますと、延長保育ということですが、保育所の時間を延長することが必ず環境をよくするということになるとは思いますが、そのときに公の援助を受けてという話は少しも出ていなかったのです。企業努力というか施設に保育をお願いするのだから、当然頼むことについて応分のお金を払っても当たり前だと、けれどもやってくれていないと、だから事実上産みにくい状況があるという話でした。ですから、私はこの施策は手厚いのではないかと考えています。普通企業的な観点で言えば、企業努力の範囲内、預ける人が延長で預けるわけだから、応分の負担をすることが当然なのではないのかなと思いつつ、御報告を聞いていました。

実際、県の費用も2億数千万円というばかにならない予算を使っているわけですね。ですから時限的に、例えば今から3年、その間に自分達で切り盛りできるような体制を整えなさいという考え方に基づいてというのなら理解できます。このままずっと続けていくとどんどん費用がかさんでいく、事業所が増えればというか、増える方が望ましいのですから、そうすると予算もどんどん増えていく、そういう状況になるということをお聞きしていただきました。

とりとめもない意見ですけど、私は延長保育が可能になっていくということをお望みながら、けれども公の負担がどんどん増えるという方向にならないようにお考え頂いた方がいいのではないかと考えています。

田中会長

子育て支援課がお答えするような御質問でもないかなあと思いますね。

今、先生がおっしゃったお話の中で、女子学生に聞いたということだったのですが、男子学生にはお聞きにならないのですか。

戸澤委員

男子学生とはそういう話はでなかったですね。すみません。

田中会長

おっしゃることの意味わかるような気がいたします。

経済性、受益者負担という観点から考えますと、これをずっと公費で補助していくのかという御指摘だったと思います。受益者及び雇用主である企業が応分の負担をする形に変えていく、または施設を設置していくということも考えられるのではないかと御意見でした。

今、松山市も待機児童ゼロ作戦ということをおっしゃられますし、保育所はどこも努力しておられますので、門戸を広げるということと同時にサービスを増やすということで、共働きの御家庭、これも働く女性を助けると言う難しい問題になっていきますけれども、若い共働き家庭を支える、子育てを支えるという方向に進んでおります。今の御意見をうかがっておきたいと思っております。

それに反するような御意見、私もそうだという御意見、あるいはまた別の御意見でも結構でございますけれども、どうでしょうか。

赤澤委員

少し論点がずれるかもしれませんが、資料に男女が共に子育てと仕事の両立を図るために延長保育促進事業をしているとあります。実際私どもは、保育士を養成している学校なのですが、こういった予算がついている割に保育士の採用状況においては、臨時職員の方が増えていて、常勤職員をなかなか採用してもらえない状況です。本校は男子の保育士希望者もおりますが、なかなか就職できない。まあ男子だから常勤でないといけないということでもなく、女子だから臨時でいいということでもないと思うのですが、逆にその保育士という職業を考えたときに、男性が参入できないということは男女共同参画に反するような職場環境であると言えるのではないかと思います。経費の都合もあると思っておりますけれども、そういうサービスをしている施設がもっと男女共同参画の視点を取り入れて、常勤の保育士を増やして頂くということも今後検討して頂きたいと思っております。

田中会長

養成校に身を置いている私にとりまして、おそらく副会長にとりまして同じような意見をお持ちだと思いますけれども、やはりこれは時の経済情勢に非常に大きく影響される場所だとは思いますが、男女共同参画社会づくりといいながら、女性のことが後回しにされるという風潮はなかなか改まらないということ、女性の立場からは強く感じるところでございます。

それは御意見としてお聞きしておきたいと思っております。

本当にそういった機運を醸成していくということは非常に重要なことだと思います。最近、若いお父さん方もかなり子どもの送り迎えにも関わっておられるようですので、働く女性の子育てを支援するというよりは、共働き家庭の子育て

を支援するという事業をこれからも進めて頂きたいなと思います。

では、特に御意見等がなければ、次の職業生活と家庭生活両立支援事業とファミリー・サポート・センター運営費助成事業の2事業について、労政雇用課の方から御説明頂きたいと思います。

労政雇用課（平原労働福祉係長）

労政雇用課労働福祉係長の平原と担当の梅木主事です。よろしくお願いします。

それでは、労政雇用課からは職業生活と家庭生活両立支援事業及びファミリー・サポート・センター運営費助成事業について説明させていただきます。

このふたつの事業とも、男女両方を含めました労働者の方々が労働を続けながら育児や介護といった家庭的責任を果たしていくことを支援していくために、普及・啓発事業及び補助事業として行っているものです。

まず、職業生活と家庭生活両立支援事業ですが、資料にございますように1から4までの項目の事業となっております。

1番目としまして、家庭にやさしい企業支援事業ですが、県内事業者の方のうち、ある一定の要件を満たした場合に補助金を交付することで、家庭にやさしい職場環境の整備を促していこうとするものです。内容といたしましては、2種類ございます。ひとつは、介護短時間勤務等導入助成事業です。これは育児・介護休業法の定めた基準を上回る制度を導入して、実際に利用があった場合に補助金を交付するものです。2番目は事業所内託児施設設備費助成事業で、事業所内の託児施設を整備または増改築した場合に、それに伴います備品の購入費に關しまして助成を行っているものです。

次に在宅勤務制度普及会議開催事業ですが、これはいわゆる在宅勤務という働き方が、育児や介護等と仕事を両立するのに有効であると一般的に言われておりますので、平成15年度に県内の企業を公募いたしまして、実際に2企業の方にモデル事業として在宅勤務に取り組んで頂きました。その成果を今年度発表いたしまして、在宅勤務制度の導入に興味を持っておられる事業者の方々の参考にして頂くために10月14日に開催いたしました。

次に、仕事と家庭を考えるセミナー開催事業ですが、これは例年、仕事と家庭を考える月間の広報啓発事業として、愛媛労働局と共同で開催させて頂いているものです。新聞等で既に御存知の方もおられると思いますが、11月26日（金曜日）に南海放送本町会館で開催いたしました。今年度は「仕事と家庭生活の両立を考えるセミナー」と題しまして、多くの方に御参加頂きました。

次に仕事と家庭の両立支援に関する調査ですが、これは4、5年おきに県内企業の実態を把握することを目的に実施しているものです。現在、調査準備を進めているところでございます。

職業生活と家庭生活両立支援事業については以上です。

労政雇用課（労働福祉係 梅木主事）

続きまして、ファミリー・サポート・センター運営費助成事業について説明いたします。まず、ファミリー・サポート・センターとは何かということですが、ファミリー・サポート・センターとは、男女労働者がともに仕事、育児、介護の両立を図り就業が継続できるよう、市町村が育児・介護のサービスの提供者と利用者からなる会員組織として設置するものです。

それぞれ会員登録をした利用会員と提供会員間の援助活動の斡旋をファミリー・サポート・センターのアドバイザーが行います。

ファミリー・サポート・センターの業務内容といたしましては、相互援助活動の調整のほか、会員の募集・登録・広報、会員に対する講習会、交流会の開催等があります。会員間で行う相互援助活動内容は、就業形態の多様化などにより従来の施設保育等では対応が困難な部分を柔軟にきめ細やかにサポートする内容となっています。

愛媛県では市町に対し、経費の一部を助成することにより、ファミリー・サポート・センターの運営を支援するとともに新たな設置を促進しております。具体的には、現在県内には松山市、今治市、新居浜市、松前町の4市町がセンターを設置、運営しております。その必要経費の4分の1を補助しております。

県内のファミリー・サポート・センターの概要について、資料の表中にまとめておりますが、各センターとも今のところ会員数、利用件数ともに順調に伸びておりまして、運営の方もうまくいっているようです。

田中会長

以上、2つの事業につきまして労政雇用課の方から御報告を頂いたのですが、御意見、あるいは御質問がございましたらどうぞお願いいたします。

赤澤委員

私も、今治でファミリー・サポート・センターの事業に関わらせて頂きました。徐々に利用者が増えているということで、非常に素晴らしいことだと思います。そこで質問なのですが、まつやまファミリー・サポート・センターだけ育児・介護となっておりますが、講座、仕事の内容も違うのではないのでしょうか。まつやまでは両方の養成講座を実施されているのでしょうか。それとも訪問介護員をファミリー・サポート・センターに登録して頂いているのでしょうか。

労政雇用課（労働福祉係 梅木主事）

介護部門と育児部門は基本的に別に活動をしている形になっています。会員の方も介護部門で登録するか育児部門で登録するかで分かれておりますので、講習等につきましてもそれぞれが別に行っております。

介護保険とはまた別のところで提供するサービスについての講習などになります。

今井委員

このファミリー・サポート・センターは非常に立派な事業ですけど、会員の募集によって、互いの枠内で運営してそれで十分なのでしょうか、それとも会員をさらに拡大していくつもりなのでしょうか。つまり一つの事業目標といいますか、充足度、満足度はどのあたりにあるのでしょうか。会員間で成り立てば、そこまでの事業でいいと考えておられるのですか。

労政雇用課（労働福祉係 梅木主事）

ファミリー・サポート・センター自体、平成6年度に全国で初めて設置されて、県内では松山市が運営を開始したのが平成13年で、現在4年目になりますが、それぞれのセンターが会員の募集を積極的に広報している段階です。まだ県内に4カ所しかないということで、これからといった時期だと考えております。そのため、県といたしましても、当面はファミリー・サポート・センターの広報等を積極的に行って参りたいと考えております。

田中会長

先ほど赤澤委員さんの方からの御質問にもありましたように、本来は子育て支援というところから始まったけれども、現在は介護部門へも入っているんですね。それは利用なさるご家庭のニーズに応じて増やしていかれたのだらうと思います。事務局からの御説明にありましたように、片方では認可保育所で保育サービスを増やしていく、片方ではこういった足りないところを埋めていく事業、両方が必要だということですね。将来に向けてどうなるかということは今の時点で見えない部分もありますが、様子を見ながらということだと思えます。

戸澤委員

今度は質問ということでお願いします。

この事業費の補助率が国2分の1、県4分の1、そうするとあと残りの4分の1はどこから来るのでしょうか。また、実際にどのような費用が必要で、サービス利用会員と提供会員からアドバイザーに金銭の授受はないのでしょうか。またサービス利用会員から提供会員への報酬の額は、お互い話をして決めるのではなく、アドバイザーが決めるのでしょうか、あるいは誰かが何らかの形で決めているのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

つまらない話ですが、結婚のときに、結婚したい人達、つまり互いにサービスを利用したい人達の間にある互助会ができて、その互助会が両者からサービス料を取って調整するというシステムが世の中にはありますが、その場合のお金の流れは非常に明確で、真中の人両者からサービス料を取って調整をしています。つまりこの場合の報酬というのは、横から横へ流れるのではなくて、上へ上へと流れていくようになっています。この場合と比較しますと、ファミリー・サポート・センターの場合は、サービス利用者と提供者との間にアドバイザーが関与しなければ、直接的に探すこともできません。そういった意味でこの企画は大

変いい企画だとは思っていますが、お金の流れ、額がどうなっているのかということについて、少しお聞きしたいと思います。

田中会長

アドバイザーは、公の立場ですので報酬はございませんが、サービスの利用会員と提供会員間の金銭の授受、額はどうなっているのかという御質問ですね。

労政雇用課（労働福祉係 梅木主事）

その点ですが、各センターが運営規則を作っております。その中で報酬の額が決まっております。市町によって少し差はありますが、1時間700円程度となっております。

全体の運営費につきましては、残りの4分の1が市町負担となっております。アドバイザーに対しては、おっしゃられたように、利用者からアドバイザーに会費を払うということは県内のセンターでは例がありません。

戸澤委員

ありがとうございます。市町が運営している場合は問題ありませんが、例えば今治のようにNPO団体が行うとなるとどうなりますか。

労政雇用課（労働福祉係 梅木主事）

今治では、NPO今治センターが運営しておりますが、今治市からの委託になっております。

甲斐委員

仕事と家庭の両立支援に関する調査ですけれども、年内に実施をされる予定とのことですが、もし支障がなければでき上がった案で結構ですので、一度見せていただけないでしょうか。また、調査結果を公表するような予定はございますか。

労政雇用課（平原労働福祉係長）

まず調査項目ですが、男女参画課で男女共同参画に関する調査を、今まに行っている時期だと思いますが、その調査もやはり民間事業所を対象としておりますので、質問に関しまして両調査に重複がないように配慮いたしました。特に労政雇用課の調査ということで、労政関係により絞った質問となっております。具体的には、仕事と家庭の両立を支援していく中で、多様な働き方、例えば在宅勤務、パート、フレックスタイムとかがありますが、そういった働き方の制度としての導入状況とか、あるいは労働福祉的な観点から福利厚生等の導入状況とかいったあたりを調べてみようということで、現在、調査票作成の最終調整段階に入っております。調査結果につきましては、年度末頃までに集計をして、順次概要を県のホームページですとか、課で作成しております広報誌に掲載し、公表していくことを考えております。

田中会長

これは初めておやりになる調査ではありませんでしょう。前回との比較もある

でしょうし、新しい項目もあるということですね。

労政雇用課（平原労働福祉係長）

4、5年おきに実施しております。従って、前回と比較するための項目もありますし、新たにフレックスタイムとかワークシェアリングなどの制度も出てきておりますので、そのあたりについても聞いてみたいと考えております。

田中会長

ありがとうございます。それでよろしゅうございますか。

そうしましたら、最後に、なかなか進まないということで私達が大変気にしている分野でございますが、農村女性活動支援事業につきまして担当課の方から御説明を頂きたいと思えます。

農業経営課（普及教育集団 西田専門技術員）

では最後になりますが、農業経営課から農村女性活動支援事業について説明させていただきます。

この事業は、平成13年度に開始いたしました。一部今年度からの新規内容が含まれております。目的、背景といたしましては、平成11年男女共同参画基本法が公布され、食と農業の基本法で、農林水産省において農山漁村における男女共同参画推進指針というのを作りましたので、それを受けまして県で農山漁村におけるという点を出した形で、平成13年2月に愛媛県農山漁村女性ビジョンというものを策定いたしました。それに関する資料も添付いたしましたので見て頂いているかとも思いますが、中身はそれぞれの行動計画や数値目標を掲げており、それに基づいて色々な施策を進めております。

その中で、固定的な役割分担の是正といいますか、具体的には農業委員や農協の役員、理事などになかなか女性の登用が進まない。結果として、方針決定の場に女性が出て行きにくいという状況を踏まえて、関係者の一層の意識改革とビジョンの実現に向けて取り組む、強化するという目的のもと、今回御説明させていただきます農村女性活動支援事業を導入いたしました。

事業概要ですが、ほかの事業と少し違っていて、県の段階と実践部隊といえますか現場で実際に活動をする普及センターという2段階になっております。県が啓発のために行う大きなフォーラムや会議と、県下の5つの中央農業改良普及センター、それから9つの普及室という部署で色々な講座等を開催しております。

県段階で行っておりますのは、農山漁村女性ビジョン推進会議を年1回、農山漁村女性連携会議、様々な機関の会長や部長等を交えての話し合いの場及び農山漁村男女共同参画フォーラムを開催し、全体への意識啓発をシンポジウムなど色々な形で行っております。資料の中で、括弧書きの数字は昨年の実績数字です。次に普及センター段階の事業が大きく分けて2つありますが、1番目は農山漁村男女共同参画支援事業で、これは毎年、3地区で行うもので、今年度から始まっ

た事業です。この事業の内容は啓発事業となっておりまして、男女共同参画そのものの啓発と、男性の家事能力アップ研修「メンズエプロン講座」開催となっております。男性の家事能力アップ研修については、同じようなことが、色々な所で行われているのかもしれませんが、今さらという感じにお受け取りになるかもしれませんが、今年から新しく実施した事業のひとつです。これについては、やはり農山漁村は他の地区に比べて多世代で、男性が家事に参加しにくい状況にありますし、家長制度と申しますか、男性優位色の濃い社会であるため、介護や育児も含めて、若い人を交えて啓発講座を行っております。最近では、男性だけでなく、ご夫婦で参加して頂く機会も多く、割と好評を得ております。

2番目は農村女性起業e-ビジネス化支援事業で、これは継続事業です。最近、起業活動と言われますが、農村の女性が直売所や加工といった場で、女性の感性を活かして業を起こすなど色々な活動しております。この事業では、その活動において、特にITを使ったレベルアップにより、ホームページを開設して行動範囲を広くしたり、色々なところへ情報発信をすることで、女性の経済的な地位向上を図ることを目的としております。直接男女共同参画に関係ないかと思われるかもしれませんが、女性が生き生きと活動できるためという環境整備の面でこの事業を行っております。参加費は無料です。

次に、これらの事業の効果を資料にまとめておりますが、12年度に定めました目標数値につきまして、現時点で、家族経営協定農家数と審議会等の委員数については、中間年である17年度の目標を達成いたしました。

それから色々な連携会議や、今年の2月に開催したフォーラムでは、農林漁業の女性団体の皆さんで、宣言を達成するために連携協力、一致団結して活動しようということを再確認いたしました。緩やかな動きではありますが、今年はJAの方で、女性の役員、管理委員、経営委員、理事等の登用が進んでおります。また人に働きかけるだけでなく、自分たちから立候補しよう、候補者を出そうというように、積極的に自分たちも能力を高めて動こうという話し合いを行いました。

松山市、八西地区、内子町ではこれらの活動成果が具体的に見られるようになってきております。例えば、内子町は「男女共同参画でいいことあったむら・まちコンクール」で表彰を受けましたし、松山市では推進体制のマニュアル化、またその活動の普及が進んでいます。また、家族経営協定締結農家間でネットワークができ、夫婦ぐるみで色々な勉強会や研修に参加するなどの動きが見られるようになっております。イベント参加やふるさと市での活動など起業活動もかなり進展してきております。ITを使ったことで販路が拡大したり、女性の収入確保にもつながり、皆さんがご自分の口座を持ち、楽しみにしてらっしゃるようです。

家族経営協定締結につきましては、やって良かったという方が6割ぐらいいらっしゃいます。何が良かったかということと休日をはっきりしたとか、経営主に入っ

た農業収入をそれぞれの家族に幾らという分配がなされたことで、働いているという実感、やりがいが生まれたなどの意見をお聞きしました。

一部、5%ほどですが、後継者ができた、配偶者が見つかったという意見も寄せられております。これについては、比較的一般には農家というのはやっぱり古いと思われていて、休みもないというイメージがあるのですが、家族間の約束ができるということで、開かれた農家のイメージアップ、PRにもなっているというなどのご意見を皆さんからお聞きしています。

最後に、この事業の男女共同参画への配慮ですが、審議会の委員にできるだけ女性を多く登用するとか、各地で開催する講座はできるだけ男性、女性という区別なしに、一緒に来て頂くような方向で呼びかけを行っております。どうしてもある程度の年代を過ぎますともう無理だなと思われる方が多いのですが、最近の若い方は、結構子育てにも協力的だという意見もありますので、若い世代、男性に積極的に意識啓発を働きかけていきたいと思って活動しております。

田中会長

ありがとうございました。

再三出てまいりました家族経営協定について、少し耳なれないお言葉だと思いますので、このことについて簡単に御説明をして頂けますか。

農業経営課（普及教育集団 西田専門技術員）

家族経営協定というのは、農家はやはり休日がないなどということがありますので、そういった労働条件のようなものを、家族内で話し合い、農協の方や地域の農業委員さん立会いのもとで、話し合っただけの決めたことを文書化、明文化することです。第三者の立ち会いのもと、皆が署名、捺印をして、我が家はこういうものをつくりましたと約束事を公にすることです。約束事には、基本的に経営をどうするかという経営の今後の目標から入ります。それに加えて給料といいますが報酬の分配、労働時間等があります。例えば、農家として、今後こういう面積にしたい、年間これ位の収入を上げたいなどの目標を皆で話し合い、そのためにはどういう労働設計にするか、具体的に休日や労働時間をどうするかということを決めたりします。日曜日がお休みの農家もありますし、農作業の具合をみて月に5日とか6日とか決めるところもあります。中には、決まった労働時間以外のごとは、月一回皆で話し合いの会議を持って決めるとか、年一回は家族で旅行に行こうなどの場合もあります。また、最近文章化しておくことが重要だと言われるのが、土地などの相続問題です。農業では、農業者年金の絡みがあって、65才になったら一応経営主の方は後継者の方に引き継ぐことが多いのですが、現実的な役割分担が割とあるようでない状況なので、家計を任すというような内容の文章化もあります。それから、家に入ってきた農業収入を家族の働きに応じて分ける場合にも、家事を担当する後継者の配偶者へも、農作業に実際に携わらないけれ

ども家で家事を一手に引き受けるという意味で収入の分配を行ったり、経費をパソコン等で記帳し、経営管理するという意味で収入の分配を行うなどの取り決めを交わす例もあります。また、介護問題に関しては、農繁期はどうしても自宅介護が困難になるから、デイサービス等の介護サービスを利用しようとか、皆の役割分担を取り決めておくというケースも多く見受けられるようになりました。

田中会長

経営だけじゃなくて、家族全体の生活設計みたいなことも含めて取り決めることがあるのですね。ありがとうございました。

宮崎さん、野田さんあたりから御意見をお伺いしたいと思いますが。

宮崎委員

意見というわけではないのですが、私は漁協女性部の立場でここに参加させて頂いています。今、御説明頂きましたような色々な事業で、私達漁協女性部も支援を頂いております。中には、女性の起業家で立派にやっぴらっしゃる女性部もありますし、それに続いて頑張っぴらっしゃるところもたくさんあります。そのような中、農山漁村女性ビジョンで目標数値とされている審議会等の委員における女性の登用について、JAさんでは進んでいるようですが、漁協女性部に関してはまだまだの状況です。けれども、私達女性部が活躍しながら、組合長に認めて頂き、女性部から役員が出るように頑張っぴきたいと思っぴております。

田中会長

ぼつぼつというところ、でも動きは出てきていると、昔とは違っぴますということですね。まあ大変な分野だと思っぴます。農業・林業・漁業は、中にかなり力仕事がありますでしょう。そうするとやはり男性が中心になりがちですよね。

宮崎委員

それと、1家庭から組合員一人という組合もあっぴて女性の出る場がないのです。また違っぴる組合では、女性の方が組合員に入っぴているところも県下には何カ所かあるのですが、組合の役員とか理事さんになるまで、まだまだ頑張っぴていかなくてはと思っぴています。

野田委員

私たちは直売所なのですが、御説明して頂っぴたように、農業というのは、本当に一つの家庭を皆で支え合っぴていくというのですが、なかなか女性が表に出られないのです。しかし裏方役の女性で農業というのは成り立っぴております。そういう中、直売所ができることによって、私もお父さんより少し表に立つこともあり、家族で家族経営協定を結んであります。直売所をやることによって、女性の役割、自立というものを知ることができ、また目覚めることができましたので、直売所の女性達は皆、活躍する場所を得て、自立に向けて頑張っぴています。農村においては、女性や高齢者が表に出る場が少ないので、こういった機会を通っぴて、

家族経営協定締結の重要性を広めて頂き、一人一人の女性が自立した農村社会づくりを目指していきたい、また皆さんにも応援して頂きたいと思っております。

田中会長

そういった機運を高めてほしい、という御意見ですね。先ほどの説明や御意見にもありましたけれども、女性が経済力を持つということと自立ということはかなり強く結びついていると感じますね。

野田委員

そうですね。私達も直売所ができたから女性が出て、頑張れるということになってきているのです。私達は、女性の頑張りで農業は支えられると思っています。今、私達「からり」は、女性が頑張ろうということで、会長は私が、副会長も2人の女性が、そして男性1名というメンバーで頑張っています。やはり、農村でも漁村でもかあちゃんが表向きで頑張らなければ、頑張ってやっていかなければ農山漁村はやっていけないと思いますから、今後もそういった支援や指導をして頂いて、女性の自立を応援して頂きたいなと思っています。

田中会長

ありがとうございました。

男性が絶対優位という社会が少し変わりかけている、けれどもそれには後押しが欲しいという御意見だったと思います。

小山田委員

野田さんのように、地域をあげて女性の方が頑張られた結果、パワーを発揮してプラスに向いている地域も多いと思うのですが、愛媛県は本当に中山間地域が多くて、そしてどこも担い手不足、高齢化ということが大きな問題になっています。やはり、介護や育児、男性の方を含めてのお料理の講習などがこれから大きな問題になってくるとは思いますが、そういった機会にどうしても参加されない方がいらっしゃると思います。そういった方を、どう掘り起こし、こういった形でこの活動を広げていかれようとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

田中会長

前回もそうでしたけども、こういうことを進めていくには啓発がとっても大切だということをおっしゃられた委員さんがおられました。今日もその事業を2つほど取り上げたわけですが、こういうときに大きな役目を担ってくださるのが、報道だと思います。もちろん県からの広報もいたしますが、一般の報道機関の役割も大きいかと思えます。内子町のようにうまくいったケースは、NHKでも取り上げられていたようですが、また文字を通して進めることができたらいいかと思います。色々な機会があると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

谷委員

農村女性活動のことに限りませんが、継続性という点からいっても、例えば県庁の記者クラブに投げ込んでもらってそれを記事に書くというような1回の報道だけではおそらくだめなのです。それでも私どもは報道するのですが。例えば今やっているような男女共同参画関連の活動があればもちろんそこへ出かけていきます。もちろん後は、双方のやり取りなのです。私の会社でも、最近女性の記者がたくさん入ってきていて、それぞれの現場で頑張っています。例えばこの問題に関して言いますと、そういう女性がいて、もちろん周りで私達男性も支援し、共同してやっていくわけですが、やはり現場といいますか、各地域でそれぞれ頑張っていたきたい。ある意味、誤解を恐れずに言えば、報道や商業新聞、テレビに頼らないでやっていってほしいということです。もちろんそこで、私どもの意識の問題もありますが、取材をするわけで、そこで何かに出会えていい記事や連載ができればいいなと思います。それこそ時間はかかるのでしょうけれども。それがうまくいったときには、恐らくその種の活動も本当に根づいたものになっているのであって、だから頼られず、こっちも頼らずみたいな関係ができればいいなと思います。別に報道機関を背負って私はこちらに来ているわけではございませんが、一報道者としての立場で言えば、そういう間柄になればいいなと思っています。新聞が高見に立って、啓蒙したりというのも問題がありますし、今までそんなことで正しく報道活動ができてきたとも思っていませんし、そういう反省も踏まえてということです。少し抽象的ですが。

田中会長

御趣旨はよくわかります。

先ほど、色々なことをやるけれどものって来てくださらない方に対してという御指摘がございましたけれども、一つはうまくいったことを広めていくということ。単純にお誘いするというだけじゃなくて、「面白そうだな」と思って頂くために広めていくことは必要だろうと思って、少しお伺いしてみたのです。

小山田委員

やはり数値とかに現れにくいところを逆に例に出して、報道などで皆さんに知って頂くことも支援に繋がるのかな、心の支えになるのかなと思います。ぱっと見て、皆さんにわかるところも大事ですが、現れにくいところを取り上げて、皆さんに御紹介頂くことも、愛媛県の中では大事かなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

田中会長

効率性、効果とかに、私達も目がいきがちですけれども、そうでないところにも目をやる必要があるという御指摘だったと思います。

御説明の中で示してくださった、パートナーシップに関する指標や目標の数値を見ると、「ああ本当に大変だな」ということが伝わってまいります。目標はた

てたけれども、それに対し「ええー」という数値が出ておりますね。でも達成されたものもあつたりもいたします。ですから、先ほど宮崎委員さんから御報告頂きましたように、本当にゆっくりと、徐々にではあるけれども、変化の兆しが見えてきているなというのがわかるような気がいたします。

ありがとうございました。

この前皆様からお選び頂いた8つの事業につきまして、一応担当課の方から御説明も受け、皆様の方から御質問、御意見を頂きました。

あのときは思いつかなかつたけれども、これはどうだろうということがございますか。またございましたらお聞かせ頂きたいと思ひます。

(2) 報告事項

田中会長

そうしましたら、事務局の方から御報告をお願いします。

事務局

それでは事務局から御報告をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

愛媛県の審議会等におきます女性委員の登用状況につきまして、平成16年10月1日時点の状況がまとまりましたので、御報告いたします。

前回の会議で御説明しましたとおり、愛媛県男女共同参画計画におきましては、数値目標を掲げておりますけれども、主要課題の「意思決定の場への女性の参画拡大」という項目の中に、審議会等に占める女性委員の割合というのがございます。計画策定時、平成12年4月1日に18.1%でございましたが、これを17年度末には33.3%に、さらに22年度末には40%に引き上げようという目標を掲げております。そのため、副知事を本部長といたします男女共同参画推進本部を中心に、全庁をあげて取り組みますとともに、女性の人材リストを市町村や各種団体の皆様に御協力頂きまして作成をいたしました。

また、県では公募制を実施しておりまして、これを利用した委員の登用なども行ってきております。また、特に昨年9月には、各種審議会等の委員改選の際には、すべての委員会で33.3%を達成しようという申し合わせをいたしまして、目標の早期達成に取り組んできたところでございます。

その結果、13年4月には23.8%、14年4月には25.7%、15年4月には27.5%、そして今年4月には32.2%と着実に上昇いたしまして、10月1日現在で34.8%ということで、17年度末目標の33.3%を達成することができました。当面の目標は達成いたしました。計画では次の目標といたしまして、40%を掲げておりますので、引き続き女性委員の登用促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。この御報告に関して御質問ございますでしょうか。

今日は皆様を選んでいただいた8事業のヒアリングというのが主な議題でございましたけれども、もしこれが10年前に開かれていたとしたら、担当課からいらして下さった職員の方々の中で、何人が女性であったらうなということを考えますと、今、課長から御説明がございました登用率という問題は、委員の登用だけではなくて、県庁内の登用でも進んでいるなということを感じさせられます。

今朝はお忙しいところ、時間を割いて頂きましてありがとうございました。

委員の皆様方も活発な御意見をありがとうございました。

そうしましたら丁度いい時間になりましたが、これでよろしいでしょうか。

次の会は来年の3月頃に、この前皆様に少し御説明をいたしました調査結果の御報告をさせて頂くような内容になるかと思えます。また、日程の調整を事務局が行いますので、御協力お願いいたします。

4 閉会